

行 動 計 画 概 要

1. 町の責務

国、県、他の地方公共団体及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、国の示す基本対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するために作成するものである。

2. 対策における基本的な方針

(1) 町は、国、県、関係機関と連携して、次の2点を目的として、新型インフルエンザ等対策を推進する。

①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

②町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対策を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえて、病原性が低い場合等さまざまな状況に対応できるものとする。

3. 発生段階ごとの対応策

(1) 発生段階：5段階

政府行動計画に基づき「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」の5段階に分類し、状況の変化に即応した対応方針を定める。

(2) 町行動計画の主要6項目

各発生段階ごとに「実施体制」「情報提供・共有」「まん延防止」「予防接種」「医療」「町民生活及び地域経済の安定」の6項目に分け、具体的な対策について定める。

主な対策は以下のとおりである。

1) 実施体制

①新型インフルエンザ等の発生前の体制

副町長を部長とする町警戒本部を設置し、町行動計画の作成等をするなど新型インフルエンザ等対策の全庁的な推進を図る。また、当町が実施する対策等について、医学の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

②新型インフルエンザ等の発生時の体制

国が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき、緊急事態宣言を行ったときは、特措法及び条例に基づき、町対策本部を設置する。

2) 情報提供・共有

多様な媒体を用い、理解しやすい内容で、出来る限り迅速に情報提供を行う。また、情報提供にあたっては、情報を集約して一元的に発信する体制をとる。

3) まん延防止

(主なまん延防止対策)

- ①発生早期の段階には、感染症法に基づく患者への対応（入院措置等）、濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）等を行う。
- ②基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット等）の勧奨を行う。

(緊急事態宣言時の主な対応)

- ・ 外出自粛の要請
- ・ 施設や催物等の制限等の要請・指示等

4) 予防接種

①特定接種の実施

特定接種の対象となり得る医療従事者や公務員等は、国の基本的対処方針に基づき、予防接種を実施する。

②住民接種の実施

国が定める接種順位に従って住民に対する予防接種を実施する。

5) 医療

①発生前の対応

県及び保健所と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備等を推進することに対して、必要に応じて協力する。

②県内発生早期の対応

新型インフルエンザ等患者については、感染症法に基づく入院勧告を行う。

③帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センター

県及び保健所設置市が設置する帰国者・接触者相談センターに関する周知を図る。

④一般の医療体制への切り替え

「帰国者・接触者外来」以外の一般の医療機関でも患者が診られるようになった場合には、その周知を図る。

(緊急事態宣言時の主な対応)

- ・ 臨時の医療施設の設置

6) 町民生活・地域経済の安定

町民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市町村、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特措法に基づき、事前に十分準備を行うとともに発生時には事業を継続、実施できるよう対処する。

(緊急事態宣言時の主な対応)

- ・ 水の安定供給
- ・ 事業者のサービス水準に係る町民への呼びかけ
- ・ 生活関連物資等の価格の安定に関する要請
- ・ 要援護者への生活支援